

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の基本的な方針」における支援の内容及び支援体制等の概要

- 支援の内容及び支援体制等の検討に当たって踏まえるべき基本的な方針の内容を以下の通り整理

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の基本的な方針」

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月施行）に基づき、厚生労働大臣告示として制定
- 都道府県・市町村が定める「基本計画」の指針として位置づけられている

■ 支援の内容

①アウトリーチ等による早期の把握

困難な問題を抱える女性が、できる限り早期に相談につながるための取り組み（巡回等によるアウトリーチ、SNS等の活用など）

- ・ 国、都道府県及び市町村は、女性相談支援センターや女性相談支援員、民間団体に相談や支援を求めることが可能であることについて広く周知を行う必要がある
- ・ 来所や電話による相談支援だけでなく、SNS等を活用した多様な相談支援に取り組んでいくことが重要
- ・ 民間団体への委託等により、こうしたアウトリーチによる早期把握を通じた適切な支援に努める

②居場所の提供

行政機関に相談することのハードルが高く相談窓口にとどり着けない女性や、支援を受けられることに気づかない女性がいることに配慮した居場所の提供等に関する取り組み

- ・ 民間団体や地方公共団体による、気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持や悩みを話すことができ、必要な場合は支援者と話すことや、他の女性たちとも交流することができ、場合によっては宿泊できるような場は、相談のきっかけづくりに有効
- ・ 支援が必要な女性を把握した場合、支援機関につなぎ、つないだ後も、それまで支援してきた民間団体等の参加等により支援の継続性を保つことで、女性が安心して支援を受けられるようにすることが重要

③相談支援

本人の立場に寄り添った相談支援や、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に配慮した相談支援等の取り組み

- ・ 「本人中心」の相談支援を進めることが何よりも重要
- ・ 女性相談支援員（都道府県・市町村）や女性相談支援センターで相談支援に当たる職員は、相談支援に係る専門的な技術を持ち、本人の立場に寄り添って、本人の課題や背景等の内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討し、支援に必要な関係機関の調整等を進めていく必要

④一時保護

円滑に一時保護委託を行うための取り組み、支援対象者の状態像に応じた一時保護所や委託先の確保、未成年者の一時保護における児童相談所等との連携等に関する取り組み

以下の場合に一時保護を行う。

- ①性的な被害等を防ぐため、緊急保護が必要な場合
- ②配偶者の暴力から保護することが必要な場合
- ③同居者等からの暴力から保護することが必要な場合
- ④ストーカー行為から保護することが必要な場合
- ⑤人身取引被害から保護することが必要な場合
- ⑥定まった住居を有さず、又は帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがあり、保護が必要な場合
- ⑦心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護が必要な場合
- ⑧その他、一時保護を行わなければ生命又は心身の安全が確保されないおそれがある場合

- ・ 本人同意が原則。支援対象者の状況は多様であり、状態に応じた複数の一時保護所や委託先を検討しておくことが望ましい。
- ・ 一時保護中に、できる限り通学・通勤できるよう配慮する。
- ・ 未成年の一時保護に際しては、あらかじめ女性相談支援センターと児童相談所の間で、児童福祉法又は法による一時保護の際の具体的な手続等の連携方法を、ケースの状況に応じて十分に協議しておく必要

⑤被害回復支援

医療機関等の専門機関にも相談・連携や、心理療法担当職員や個別対応職員等の配置等

- ・ 支援に当たっては、医療機関等の専門機関にも相談・連携しつつ、心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助を行う
- ・ 心理療法担当職員や個別対応職員等を活用し、被害回復に向けた専門的な支援を行うことが重要

⑥生活の場を共にすることによる支援(生活支援・権利回復支援)

一時保護等の後の中長期的な支援や、社会資源の増加等に関する取り組みを記載

- ・ 一時保護等の後に、中長期的に利用可能な住まいを提供し、女性相談支援員のサポートを受けながら、安全かつ安心できる環境の下で生活できるようにすることで、被害からの心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻せるように支援
- ・ 女性自立支援施設が民間団体と連携して施設の有効活用を図ること、地方自治体が場所を提供し民間団体に運営委託すること等も有効

⑦同伴児童等への支援

医療機関や児童相談所、市町村の児童福祉主管課、教育機関等とも連携や、同伴児童に対する養育が十分に行えない状況の場合における社会的養育等の適切な支援への繋ぎ等に関する取り組み

- ・ 医療機関や児童相談所、市町村の児童福祉主管課、教育機関等とも連携しつつ、心的外傷へのケアや相談支援等も合わせて実施
- ・ 保護者が養育を十分に行えない場合は、保育やショートステイ、社会的養育等につなげる
- ・ 教育を受ける権利が保障されるよう、通学時の安全確保や一時保護所内での学習支援等を含め、教育委員会や学校等と連携するとともに、本人や保護者に必要な情報提供を実施
- ・ 親子で入所可能な施設への一時保護委託等も検討

⑧自立支援

特に、性暴力、性的虐待、性的搾取等の被害からの回復を念頭にした心理的支援に関する取り組みや、生活支援、日中活動による社会的自立・経済的自立、住まいの確保等に関する取り組み

・ 自立とは経済的な自立のみを指すものではなく、個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを含むもの

・ 丁寧なソーシャルワークを行った上で、支援調整会議の場も活用

①医学的又は心理的支援

- ・ 性暴力、性的虐待、性的搾取等の被害からの回復には心理的ケアが第一に行われる必要
- ・ 精神科医療機関との連携体制を整備し、必要に応じて精神科受診につなぐことも重要

②生活支援

- ・ 一般的な生活力を身につける支援や、障害福祉サービス等の各種サービス利用の手続支援、金銭管理支援等を行う
- ・ 金銭管理は生活支援の重要な課題

③日中活動の支援

・ 本人に精神障害、知的障害、発達障害等の障害がある場合や、就労経験が乏しい場合等、様々な課題が存在することが想定。女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設は、就労意欲がある場合は、就労支援を行っている行政機関や民間団体との連携を図り、本人への求人情報の提供、職業相談の実施や職業能力開発の支援等につなげる。障害により一般就労が困難な者については、女性自立支援施設における日中活動や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する就労継続支援等の活用等も含め、日中活動の確保を検討

・ 女性自立支援施設における日中活動に際しては、内職等にとどまらず、それまでの生活経験や社会経験の中で得られなかった経験を積むことに資するようなプログラムを検討することも重要

④居住支援

・ 女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設は、支援対象者が住まいを確保できるように、地方公共団体や住宅確保要配慮者居住支援法人等と連携する必要がある。公営住宅、UR賃貸住宅等の活用を図ることも有効。

⑨アフターケア

女性相談支援センターや女性自立支援施設、女性相談支援員等によるアフターケアに関する取り組みを記載

- ・ 地域生活の移行に際し、孤立しないよう、地域での生活再建を支える
- ・ 女性自立支援施設への入所者については、退所した後も、定期的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行うことが望ましい
- ・ 支援者がアフターケアの重要性を十分意識することが必要

■ 支援の体制等

①女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の体制

設備や職員配置等の体制や三機関の連携体制（特に、一時保護を経ない女性自立支援施設の入所など）

- ・三機関の間で、定期的な意見交換の実施により、日常的な連携関係を深めることが望ましい
- ・女性自立支援施設への入所に際しては、一時保護を前置することは制度上必須ではなく、必要に応じ女性相談支援センターで入所決定手続きを行い、一時保護を経なくとも直接女性自立支援施設に入所し、三機関による情報連携のもとで支援が受けられる体制を整備
- ・女性自立支援施設への入所に際しては、施設への直接の相談や、見学、体験宿泊等を可能とすることを検討し、安心して利用しやすい配慮を行うことが重要

②民間団体との連携体制

民間団体との協働に関する取り組みや、支援調整会議を活用した相互連携等について記載

- ・行政機関による広範な分野の多様な支援施策と、民間団体の支援それぞれの強みを生かした相互連携が重要
- ・幅広い年代の困難な問題を抱える女性の支援に取り組む団体が育成されるよう留意

③関係機関との連携体制

福祉、保健医療、子育て、住まい、教育など他分野との連携に関する取り組みや、同伴児童に対する児童相談所や市町村の児童福祉主管課等との連携に関する取り組みを記載

- ・多岐にわたる分野の支援が必要な場合が多く、他分野との連携が必要不可欠
- ・支援対象者が児童を同伴している場合や、本人が児童の場合は、児童相談所や児童福祉主管課との協力が必要
- ・性的な被害による心的外傷等がある場合は、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等との連携が必要

④配偶者暴力防止等法に基づく施策との関係

- ・配偶者暴力被害者をはじめとする所在地の秘匿性の必要性が高い場合と、地域に開かれた社会生活等が重要である場合とに対象を分けた上で、それぞれの支援に特化した施設の設置等それぞれの課題を踏まえた対応策や支援の在り方の検討に努める必要

⑤ 支援調整会議

支援調整会議の参画機関や、会議の内容、個人情報取り扱い等について記載

- ・ **設置は地方公共団体の努力義務。**
- ・ 会議の目的：「支援対象者や地域資源の実態把握、資源創出等」、「支援者間の役割や責任、連携のあり方の明確化」
「個別ケースについてのアセスメントと支援方針の決定に係る協議」「支援対象者についての情報共有」
- ・ 支援調整会議については、
 - ①支援体制の地域における全体像及び調整会議全体の評価等を行う **代表者会議**
 - ②個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等を行う **実務者会議**
 - ③一時保護や施設への入所が必要な場合等の個別ケースについて、詳細な支援方針を議論する **個別ケース検討会議**
に段階を分けて実施することを想定

⑥ 教育・啓発

女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策についての周知や、教育関係者等との連携による性暴力被害、性暴力や性的搾取等の加害防止等に関する教育・啓発に関する取り組みを記載

- ・ 地方公共団体は、**問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策についての周知**に努める
- ・ 自己がかけがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができること等という意識の醸成を図るため、女性支援担当部局及び教育委員会等との連携による**性暴力被害、性暴力や性的搾取等の加害防止等に関する教育・啓発等**に努める。
- ・ 女性支援施策に関する**一般市民に対する教育・啓発、広報等**に努める

⑦ 人材育成・研修

困難な問題を抱える女性への支援に関する研修や、人材確保等に関する取り組みを記載

- ・ 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する研修を実施し、**女性相談支援センターの職員や女性相談支援員（都道府県・市町村）、女性自立支援施設の職員、民間団体の職員等の専門的知識の習得及び資質の向上**を図る
- ・ 地方自治体は、**男女共同参画や児童福祉等に関わる職員に対しても、女性支援に関連する理解を促進**

⑧ 調査研究等の推進

支援内容等に関する実態調査や公表、実施する調査研究等について記載

- ・ 国は、困難な問題を抱える女性の状況及び支援の状況に関する定期的な実態調査を行い、公表する
- ・ 国は、入所措置に至らない場合の新たな専門的支援のあり方、国内外の支援施策の先進事例等、支援対象者の権利擁護の仕組み及び支援の質の評価の仕組みの検討に資するための調査研究を行う